

## 2019年国民春闘スローガン

かちとろう 大幅賃金引き上げ、8時間働いて人間らしく暮らせる社会

とめよう 安倍9条改憲、消費税増税

職場と地域からの共同のたたかいで、未来を切り拓こう

# 2019年国民春闘方針

## はじめに

国民春闘は、大企業や経営団体等に対する全国的な行動や地域行動を展開し、ストライキ権の行使を背景に統一闘争で職場の要求実現を労使交渉で実現し、その成果を全国の労働者に広げるたたかいであり、また通常国会において、予算や重要法案のなかに国民要求を実現させるたたかいである。この間、全労連や国民春闘共闘委員会は、職場要求と国民要求とを結合させたたたかいを展開し、厳しい攻撃の中にあっても政府・財界の目論みを押しとどめ、一定の成果を勝ち取ってきた。しかし労働者の賃金は、1996年の最高時から下がり続け、労働者はただ働き残業や固定残業制、名ばかり管理職の増加等によって長時間労働を強いられ、ハラスメントで心身を傷つけられ、また低賃金の非正規雇用労働者は増加したまま、不本意な非正規雇用労働者も減少していない。一方、企業の内部留保は425兆円(金融・保険業を除く資本金10億円以上5000社で347兆円、金融保険業78兆円)に達し、第2次安倍政権以降、3割も増加している。また所得金額が1億円を超える納税者は20,521人で、全体の0.01%ではあるものの、所得金額は総額5兆円を超え、全体の約12.8%と8分の一を占める。

このような労働者の実態と格差があるにもかかわらず、安倍首相は、第2次安倍政権以降でさえ5%減少している実質賃金を下回る「3%賃上げ要請」を財界に行い、労働者に対して実質的な賃上げ要求額の押さえ込みを行っている。また労働時間の規制を緩和し、過労死・過労自死を増加させる労働法制の改悪を次々に行っている。非正規雇用労働者には言葉だけの均等待遇で職場内の格差を放置している。さらに、すべての労働者・国民に対して「多様な働き方」を提唱し、雇用関係を否定しながら「生涯現役」を求め、自己責任と競争による「働き方の意識改革」を迫っている。

また安倍首相は、憲法9条を中心課題とする憲法改悪案を国会に提出するとし、防衛予算も海外への攻撃を可能にする装備を含む等、自衛からの変質をはかると共に、予算総額も引き上げている。加えて消費税の増税を10月に実施し、「全世代型社会保障」という言葉を用いて年金・医療・介護等社会保障制度を連続して改悪しようとしている。

2019年国民春闘は、国民春闘共闘委員会の結成30年にふさわしく、組合員のたたかいを重視し、職場における経営者に対するたたかいと地域におけるたたかいを車の両輪として展開する。国民春闘アンケートや職場懇談等をとおして要求を積み上げ、職場の団結を基礎に全労連や各産別の統一闘争と地域縦行動を展開する。統一ストライキを軸に組合員の団結で諸要求実現まで粘り強いたたかい、その成果を全労働者・国民に広げる。さらに新たに発展させてきた「社会的な世論を背景とした賃金闘争」を展開し、「経済の好循環のために賃上げは必要」「すべての労働者の大幅賃上げは可能」との声を広げ、職場でのたたかいに活かす。特に、社会的な賃金闘争の課題として最低賃金闘争を重視し、正規雇用労働者も非正規雇用労働者も自らの課題として、経営者に対する賃金引上げ闘争と最低賃金闘争を職場から一体的にたたかい、すべての労働者の賃金底上げ、実質賃金引き上げを実現し、大幅賃金引上げを勝ち取る国民春闘とする。

また安倍首相による「戦争する国づくり」を止め、平和な社会であってこそ人間らしく働けることを職

場から確認し、9条改憲を阻止する憲法闘争の広範な共同を組合員の参加で広げる。さらに消費税増徴に反対し、社会保障の拡充と福祉労働者等の労働条件の向上をめざしてたたかう。

要求を握って離さず、職場を基礎に「一組合員一行動」を追求し、中央行動や地域行動への各単産・各単組からの参加を組織し、職場へのフィードバックを行いながら職場活動の強化と組織化を運動の中で実現する。

政府や財界による総合的・波状的な攻撃を跳ね返し、「8時間働けば平和に人間らしく暮らせる」未来を切り拓くための諸要求の実現に向けて、職場世論と地域世論を形成する。職場から大企業攻めや中央行動、地域総行動に参加し、産業政策や地域政策の確立も視野に、力を集中し統一の運動を展開し、また春の統一地方選挙および参議院選挙も視野に、運動を進める。なお、選挙方針については別途、提案する。

## 2019年国民春闘はどのような情勢のもとでたたかわれるのか

### (1) 改憲策動と戦争する国づくりをめぐる攻防に決定的に勝利することが求められている

改憲を掲げた安倍総裁が3選を果たした。議員票の81%を獲得したものの、党員票では55%に留まった。議員票は小選挙区制における現総裁の候補者決定権を背景に8割を超えたとは言え、当初予測を下回った。地方票は現政権の私的運営や国民生活犠牲・民主主義の否定、戦争による国際紛争の解決姿勢等への批判が結集された結果となった。自民党内での支持がようやく6割を超えたに過ぎないという事実は、自民党内でさえ政権が脆弱であることを表したものであり、地方からの反撃が始まっていると言える。この結果は、深まる国民との矛盾を背景に、統一地方選挙・参議院選挙での勝利を展望し、安倍政権打倒の運動の現実性を示すものである。

しかし安倍首相は、自民党総裁選挙後の記者会見で「70年以上一度も実現してこなかった憲法改正に、いよいよ挑戦し、平成のその先の時代に向かって新しい国づくりに挑んでいく」と、改憲に固執することを表明した。第197臨時国会の所信表明では「私たち国会議員の責任を共に果たしていこう」と改憲の議論を行政の長として呼びかけた。朝霞の自衛隊観閲式での発言に続けた意図的発言は憲法99条違反であり、断じて認められない。一連の発言は、与党内および与党支持勢力の結集を図ると共に、野党の一部にも揺さぶりをかけるものであり、天皇の代替わりを利用し、一種異様な雰囲気をつくりだしながら、改憲発議から国民投票になだれ込むことを表明したものである。

さらに2019年度予算に見られるように、防衛費を約5兆2千億円(予算全体の5.2%)とし、財界の要求に応じて新領域(宇宙、サイバー、電磁スペクトラム)での防衛やアメリカ政府の要求を受け入れた「敵基地攻撃能力」向上のための予算を計上した。また、防衛大綱の見直しでは「北朝鮮の軍事動向は、我が国の安全に対する重大かつ差し迫った脅威であり、地域及び国際社会の平和と安全を著しく損なうもの」と朝鮮半島における情勢の変化を黙殺し、世界全体は「格段に速いスピードで厳しさと不確実性を増している」ことを理由に、「我が国に侵害を加えることは容易ならざることであると相手に認識させ、脅威が及ぶことを抑止する。さらに、万が一、我が国に脅威が及ぶ場合には、確実に脅威に反処し、かつ、被害を最小化する」とし、核戦略についても「核抑止力を中心とする米国の拡大抑止が不可欠であり、我が国は、その信頼性の維持・強化のために米国と緊密に協力していくとともに、総合ミサイル防空」構想を展開し、戦争の時代だった20世紀の考えに固執している。日米同盟を最優先し、「グローバルな課題」への対応として自衛隊の地球規模での行動を強調している。具体的には「陸上自衛隊において地对空誘導弾部隊及び弾道ミサイル防衛部隊、海上自衛隊においてイージス・システム搭載護衛艦、航空自衛隊において地对空誘導弾部隊を保持し、これらを含む総合ミサイル防空能力を構築する」として、戦争する国づくりをさらに乱暴に加速しようとしている。

こうしたなか私たちは、9月末の沖縄県知事選挙で安倍政治と対立し、翁長氏の遺志を継いだ玉城氏

の圧倒的な勝利を勝ち取った。さらに、豊見城・那覇の市長選挙にも勝利した。この結果は平和を求める沖縄県民の声と連帯し、「沖縄だけの問題ではない」と奮闘した全国のとりのくみの成果である。同時に沖縄県知事選挙の勝利は、安倍政権を許さない「市民と野党の共同」の広がりが国民のための政治を実現する道筋であることを示している。この間、労働運動が「憲法を守り活かせ」を掲げて大きく打って出て、総がかり実行委員会から全国市民アクションへと運動を広げ、3000万人署名にとりくんだたたかひの成果である。

さらに、先の臨時国会には自民党改憲案なるものを説明もさせず、安倍首相の呼びかけを無に帰させることができた。多くの国民の声と共同をつくってきた私たちの運動の成果である。

この結果を活かして、3000万人署名の更なる推進と当面するオスプレイの配置拡大や沖縄の辺野古基地建設反対のたたかひ等、戦争する国づくりの具体化を許さない反撃が大切になっている。

昨年の国民春闘アンケートと比べて安倍9条改憲反対の声が増えてきている。平和な社会で働くことの意味を生活と権利・仕事の在り方等から明らかにし、9条改憲反対を職場からの底上げの運動としてとりくみ、地域へ打って出て運動を拡大することが重要になっている。

## (2) アベノミクスの誤りが明確になり、国民生活を向上させる課題でも労働者国民の要求を実現することが求められている

いまの日本経済は、アベノミクスの手詰まりがより一層顕著になり、持続的な発展の展望がなく、加えて2019年国民春闘は、アメリカ政府の一国主義による世界経済の不透明感や円安による原材料費の高騰等が強調される中で展開される。一方で政府・財界が統一地方選挙や参議院選挙、消費税増税を前に、統計上の数字を変更して好景気感を広げる時期にもあたる。しかし、企業の内部留保を活用し、すべての労働者の底上げと実質賃金の大幅な賃金引上げや中小零細企業の下請け単価引き上げは可能である。資本金10億円以上の企業の内部留保は、下請け労働者も含めて労働者一人当たり579万円であり、全労働者に実質賃金の減少分5%だけを賃上げしたとしても、4.8%の取り崩しで足りる。現金・預金等手元流動性は13.2%であり、すべての労働者の実質賃金の回復は十分に可能である。さらに大企業の役員や企業の利益の優先、違法行為の実態が明らかになっており、日産自動車では非正規雇用労働者に対する派遣切りやリストラを進める一方で、前会長への違法な報酬の支払いが明らかになった。また電機産業では、黒字リストラが相次いで発表され、製品の検査データの偽造なども続いている。労働者や国民に犠牲を強いる企業の論理を糾すことも重要である。

ところで安倍政権は、「国内総生産6兆円目標」達成のための“バラマキ”財政を継続すると共に「ソサエティ5.0」「第4次産業革命」等の言葉を躍らせながら、IoTやAIを活用した「明るい未来像」を喧伝している。「ソサエティ5.0」等の実態は、グローバル大企業のための経済活動を国民犠牲の上で展開する“成長戦略”をなすりつけ構わず加速させているに過ぎない。財界のため、総GDPが伸びていない海外に活路を求め、利益の分捕りで「世界市場での勝利者」となるために「規制緩和」と大型開発・大型輸出を行う経済優先の戦略である。さらに労働者のたたかひで確立してきた働く権利や社会保障を壊し、国民生活に攻撃を集中しようとするもので「無用者階級」との人権否定の言葉も現出している。そもそも技術革新の成果は、労働者がうみだしたのであり、労働者の生活向上に使うべきである。賃上げなしの労働時間の短縮や賃金の底上げ・引上げ、教育や医療、介護・保育等の対人労働で労働条件の向上による拡充を行わせ、大量生産・大量消費を見直し、競争から共同・協調へと政策を転換することこそが求められる。経済政策でも「安倍政権」を終わらせることが必要である。

また、災害による甚大な被害の発生に対して、国民生活を支える公務・公共サービスの拡充を求める声が広がっている。国民の安全・安心、暮らしを守るため、国や自治体による災害対策の役割を明確にさせ、人員増を図り、大企業のための大規模復興建設・研究偏重から、国民生活優先に切り替え

ると共に、災害による被害を減少させて国民の生命と財産を守る事前対策への変更を求める運動をつくっていく。限界工事量等を提起する中で日常的な地場産業の経済活動を支え「地域経済の持続的な発展」と災害に強いまちづくりを実現する。そのため国家公務員の新たな「定員削減計画」の策定を許さないと共に、憲法の定める地方自治を破壊し、国民の住居の自由を実質的に侵害する危険のある「自治体戦略2040」への政策を対置し、国民・住民と共にたたかう。

2019年国民春闘ではその全体像を暴くと同時に、労働分配率の引き上げと下請け単価の引き上げ等大企業と中小企業間の公正な取引を求め、すべての労働者のベースアップを少なくとも安倍首相誕生以来の実質賃金の低下分を超える大幅賃金引き上げを基本に、攻勢的な反撃を強める。

職場を基礎に労働者や国民の共同を広げ、日本全体の力関係を変えるたたかいの中で、賃金をはじめとする労働条件の改善を進める国民春闘を展開する。そのためにも国民各層・地域社会の矛盾と保守層の亀裂にも注目しながら、格差と貧困の加速度的な拡大とグローバリズムに対抗する“持続可能な地域循環型の経済・社会”を志向する運動としての社会的な賃金闘争を展開し、経営者に対するたたかいと安倍政権や大企業に対するたたかいを統一したたたかいを職場からつくりあげる。そのため地域行動への参加を組織し、その結果を職場へフィードバックすることの繰り返しをとおして、職場国民の中で「要求と運動の見える化」によって共同をさらに広げる。

公契約や全国一律最低賃金を軸にした「社会的な賃金闘争」、労働条件底上げが待ったなしの課題である。

全国一律最低賃金制度の確立と現行最低賃金の引き上げや公契約等社会的な賃金闘争とともに、中小企業支援、地場産業・農林漁業の振興や雇用の安定、社会保障の拡充、税金や社会保険料の減額と税金の使い方を改める総合的なたたかいが求められる。地域経済の持続的発展を求める世論づくりとして、経営団体や未加盟労働組合への訪問や懇談活動等を行い、共同を広げるたたかいを重視する。

職場と地域を有機的につなぐ課題として、全国一律最低賃金引き上げ闘争を位置付ける。正規雇用労働者も非正規雇用労働者も共に自らの賃金引き上げであることを確認し、職場での経営者に対する賃金引き上げ闘争と最低賃金引き上げ闘争を一体のものとして展開する。最低賃金闘争の意義と内容・課題を改めて確認し、賃金底上げと実質賃金の大幅引き上げを同時に実現する春闘である。

政府は10月に消費税増税を強行する構えを崩していない。安倍首相は「少子高齢化という国難に正面から取り組みなければならない。全世代型の社会保障制度へと大きく転換し、同時に財政健全化も確実に進める」としている。政府は「消費税10%は社会福祉に充てる」としており、「全世代型社会保障」を掲げ、医療や介護、保育などの職場の賃金の改善や幼児教育や保育の無償化を進める財源に充てるとしている。しかし消費税増税は税の逆進性を強め、格差を拡大する。さらに財政の実態は社会保障費の財源を消費税に変えただけであり、社会保障費の相当額は法人税の減税や防衛費、大型公共事業の財源となっている。その結果、社会保障は負担の増と給付の減という後退を続け、社会福祉関係労働者の賃金は依然低い水準にある。介護労働者の賃金の改善についても、現在、政府が宣伝する8万円引き上げは、勤続年数などの条件が付き、対象が限定され、賃金改善の上限が固定化される危険がある。保育の無料化も保育の一環である給食の考え方を単なる食事の提供に変え、費用を保護者に負担させる結果、軽減どころか負担増となり、私たちの要求とはかけ離れている。さらに消費税は、経営者が消費税額の控除ができない人件費から、控除ができる委託や請負・派遣など業務の外部化を進める危険があり、雇用の不安定化や賃金引き下げをもたらす危険がある。

なお軽減税率制度は、制度自体に矛盾を含むと共に、反対運動の中に混乱をもたらすものである。さらに、2023年から導入されようとしているインボイス制度は中小企業への負担が大きくなることから、反対運動を展開する。

消費税増税の不当性や虚偽性を学習し、増税反対の世論を大きくすることが求められている。

消費税の税率引き上げを許さないため、増税反対の一点での幅広い人々の呼びかけで12月14日「10月消費税10%ストップネットワーク」が結成された。中央でも地方でも、10月消費税10%を止める国民運動を早急につくり、法改正に向けて野党共闘を視野に入れたたたかいが求められている。

税と社会保障の一体改悪によって、社会保障が後退している。19年度予算でも自然増6,000億円を1,200億円圧縮した。社会保障の後退は可処分所得を減らすと共に消費支出を抑制し、持続的な経済発展や社会づくりの足かせとなっている。社会保障を国民の生きる権利の保障と位置づけ、憲法25条第2項に基づく国と自治体の責任と役割を明確にし、底上げと充実を求め、労働者の労働条件の改善も図る運動を国民世論の広がりと共に展開する。自己負担の増と給付の削減、病院の縮小・統廃合による地域医療の後退を許さない国民の医療を守るたたかいも重要な時期を迎える。

政府・財界は、財源論による社会保障抑制論を押し付けているが、歳出と歳入の両面を見直すことによって社会保障の財源ができることを明らかにし、積極的な要求を掲げてたたかいを進める。歳出面では、防衛費や不要不急な大型公共事業から、災害による被害を減らす減災予算や老朽化している公共施設の改修等への転換を求め、地域における中小企業の経済活動を支え、地域での循環を図る財政に転換させる。歳入面では、逆進性の最も強い消費税によらない応能負担による高額所得者への所得税の税率の引き上げや地方税一律10%から累進課税への変更による増収と大企業の内部留保・大資産家等資産への課税を求める世論づくりが求められている。

### (3) 労働法制をめぐるたたかいも全国と職場からのたたかいを一体として勝利することが求められる

安倍「働き方改革」の本質は、三者構成原則を壊し、労働政策の決定プロセスを官邸・財界の主導で経済(グローバル大企業の利益)に従属させ、「働き方の自立化」等のいかにも労働者の主体性を尊重するかのような表現を用いて、労働者保護法制をなし崩しにしようというものである。

第196通常国会において「働き方改革関連法」が成立し、「高度プロフェッショナル制度」の施行を許してしまった。しかし、全労連と共闘団体の粘り強いたたかいによって、「企画業務型裁量労働制の対象業務拡大」案を撤回させたほか、残業の上限規制にかかわる省令・指針に私たちの要求が一部盛り込まれることになった。また、不十分なながらも非正規雇用労働者の手当や福利厚生改善に資する法整備も行われた。

2019年国民春闘では、36協定をはじめとする労働協定の締結に向けたたたかいを特に重視し、長時間労働や生活時間を取り戻す社会的なキャンペーンとして新36協定キャンペーンを展開し、職場での実践を図ると共に、地域の労働者への訴えも強化する。時間外労働と休日労働、年次有給休暇フレックスタイム制度、労働時間規制の適用除外制度(高度プロフェッショナル制度)、正規とパート・有期・派遣労働者との間の均等・均衡待遇等、働き方に関する多くのルールが変わるなか、たたかいで勝ち取った利用できる規定は大いに活用し、悪法については職場に絶対に入れさせず、制度廃止へと追い込むための職場と全国での運動を広げることが課題となる。さらに入管法・難民法の改定を受け、外国人労働者の労働条件の具体的な向上も求められる。このため、職場での学習活動を行う。また、過半数労働組合にあっては、非正規雇用労働者を含む過半数を要求闘争とも結合させて闘争する。職場代表による締結となる職場においては、要求での多数と選挙での過半数の獲得に向けたとりくみを強化する。地域では、組織拡大も視野に「市民労働講座」「市民労働時間講座」等を開催し、賃下げなしの労働時間の短縮を求める職場と地域の世論形成を図る時期である。

さらには、安倍政権が狙う裁量労働制の対象拡大、解雇自由へとつながり労働組合の弱体化を狙った手段にもなりうる解雇の金銭解決制度、労働法制による保護を受けさせない「雇用されない働き方(請負・業務委託)」の拡大等に対して「待った」をかけ、悪法を阻止し、あるべき立法・政策を対峙させて、それを実現する運動を進めていく。

政府は、経済財政諮問会議での要望をふまえ、先の臨時国会で来年度からの新制度施行のため農業や介護、建設、造成、製造等各産業、とりわけ中小企業の人手不足への対応として、外国人労働者を積極的に受け入れるため、在留資格制度の拡大となる出入国管理及び難民認定法（入管法）改正法を強硬に成立させた。外国人労働者の働く権利と基本的人権を守り発展させる制度の確立、また下請け単価の適正化を図る政策の確立を求めて、引き続きたたかいを展開することが求められている。そもそも人手不足対策は、総合的な経済政策や産業政策が欠かせない。人手不足の職種や職場には、潜在的有資格者や技術の保有者が就職せずに職場外に多数存在する。有資格者等の就業促進と雇用の安定のために、大幅な賃金上げと労働時間の短縮などの労働条件の改善が必要である。政府に対し、国民的議論と総合的な政策のない一面的、かつ一時的な制度導入は、国内に混乱をもたらすと同時に、国際的にも是認されないことを警告していく。

また政府は、請負・業務委託契約による「雇用されない働き方」の普及方針を、労働施策総合推進法に盛り込んだ。人材ビジネスやIT企業の意向を受けて「雇用されない働き方」の導入口としての「副業・兼業」の促進もはかるため、すでに副業・兼業ガイドラインも急ピッチでまとめ（2018年初旬）、現在、普及のための講習会も開いている。一部の業界団体や事業者の意向を受け入れて、労働基準法における労働時間通算制度の見直し論議も開始しようとしている。労働者を狭く定義し、多くの労働者を労働法制の保護の適用除外とすることは、断じて認められない。

高齢者雇用についても、働き続けられる賃金上げや労働条件の確立、労働災害制度の活用などを図る。労働条件を維持させた定年延長を実現させると共に、労働者の選択権を保障し、退職せざるを得ない個人や業種もあることを踏まえ、産業構造や職場実態を反映した制度づくりを求める。最低保障年金制度の創設をはじめ、生活を保障する年金や医療などの社会保障の充実を求めるたたかいと結合させ、共同を広げた運動をつくることのできる時期である。

ハラスメントを一掃することも緊急に求められている。ILOにおいて「労働の世界における暴力とハラスメント」の禁止に向けた新たな国際労働基準が策定されようとしている対策もあり、政府は検討を進めている。ところで政府は、当初、事業主に対する雇用管理上の措置義務の法制化はせず、過労死等防止対策推進法に基づく大綱において、対策等の目標を掲げる、セクハラは男女雇用機会均等法の事業主の防止措置義務で手当て済みという姿勢だった。しかしこの間のたたかいと世論の変化によって、政府は法制化へと動き出した。実効性ある立法措置を実現するため、労働組合や野党と共に、共同を広げたたたかいを早急につくる。先の国会では、野党提案の法案は否決されたが、再度野党の共同でハラスメントの禁止を内容とする実効性のある法律を成立させるための運動を進める。

## 2019年国民春闘をどのような構えでたたかいぬくのか

以上の情勢を踏まえ、第29回全労連大会で確認した3つの基調である 組織拡大の飛躍、地域活性化と社会的な賃金闘争で、「誰もが8時間働けば人間らしい暮らし」の実現、安倍政権を退陣に追い込み改憲策動と戦争する国づくりをストップさせるとりくみを軸に、以下の5点で展開する。

このため統一地方選挙や参議院選挙も視野に「要求と運動の見える化」をすすめて、「一組員一行動」を実践し、職場からのたたかいを構築する。全労連統一闘争と産別統一闘争に結集し、経営者に対するたたかいを強め、ストライキを背景にしたたたかいで要求実現を図る。地域縦横行動をすべての労働者・国民の共同に広げ、職場要求実現に資することを確認し、各単産・単組からの参加を促進する。各単産・単組の役員は、それぞれの行動の成果を職場にフィードバックし、要求の確信を高め、職場の諸要求を握って離さず、粘り強くたたかう。

2019年国民春闘のたたかいは、全労連や産別での統一行動への結集や職場のストライキを背景としたたたかいと地域での行動を相互に、有機的につなぎ、職場からの力で総合的に展開する。

「新4か年計画」のとりくみを加速させ、職場活動を活性化させ、職場と地方・地域で新たな仲間を全労連に迎える。その際、新規採用の仲間をはじめ未加入の仲間を組合員に迎え入れる組合員参加型の職場における拡大運動と様々な要求運動の中で共同を広げ、社会的な影響力を強化してきた成果を更に大きくし、新組合の結成・加盟を実現することを二本柱に、組織拡大の飛躍を実現する。新規採用者の100%組織化を中心に、すべての加盟組合がそれぞれの経験を活かし、2019年度に必ず純増を実現する。

国民春闘のたたかいを組織強化と位置づけ、早い段階から計画をたて、実践する。

また青年労働者の実態を把握し、最低賃金引上げや初任給引上げ、「ブラック企業」の一掃等、青年要求の実現と結集を図る。

新自由主義に基づく日本経済の行き詰まりが鮮明になるもとの、正規雇用・非正規雇用、外国人労働者、高齢者を問わず、すべての労働者の職場における諸課題を解決する国民春闘とする。

賃金引上げ・底上げでは、実質賃金の減少分を解消し、上乘せを図り、ベースアップを基本に月例賃金の大幅引き上げを実現する。「成果主義賃金」の不当性と課題を明らかにし、制度廃止と格差の解消で、すべての労働者の賃金引上げを図る。統一行動やストライキを通じて社会的にアピールし、「地域経済にとって、賃金引上げは必要」「賃金引上げで人員不足解消」などの地域世論の力を背景に、ストライキを軸に産別統一行動へと結合させ、全国的な運動へつなげていく。要求提出から第一次回答までに力を集中して取り組む。なお、回答が要求を下回る場合は、上積みをめざしてたたかいを継続する。賃金引上げの成果を全労働者に広げるため、宣伝行動や団体要請行動を行う。

「地域活性化大運動」をいっそう強化し、暮らしと地域経済を守る課題として“地域”を基礎に、各単産・単組等の参加する行動で共同を大きく前進させ、賃金の底上げと大幅賃金の引き上げを図る。とくに、「全国最賃アクションプラン」等「社会的な賃金闘争」の強化で、賃金底上げの流れをつくり出す。2019年国民春闘では最低賃金闘争をすべての労働者の課題とし、対経営者闘争の中でも位置づけてたたかうことを重視する。

安倍「働き方改革」への総反撃を構築し、高度プロフェッショナル制度の廃止と実施を許さないたたかい、また裁量労働制の拡大や金銭解雇制度の導入を許さないたたかいを展開する。労働者間の配分問題ではなく、労働分配率を高めることによって労契法裁判等の積極面を活かし、格差是正・均等待遇の実現、賃下げなしの労働時間短縮とそのための人員増を実現する攻勢的なたたかいを推進する。職場から個人責任の押し付けと無用な競争をなくし、ハラスメントを一掃すると共に、法制度の確立を求める。

安倍改憲を許さず、戦争法の運用本格化に反対し、廃止を求める共同をさらに強め、改憲策動と戦争する国づくりをストップするために総力をあげる。

税と社会保障の国民的な立場での拡充を実現するため、消費税の廃止と資産課税の実現等心能負担を求めると共に当面、10月消費税税率の10%への引き上げ反対の一点での共同を広げるとりくみをつくる。併せて社会保障の市場化や後退を許さず、国民生活をまもるべき国や自治体の役割を明らかにし、国民世論を背景に医療や介護、保育、年金制度の拡充と19年度予算の充実を求める運動を展開する。

## 国民春闘方針の柱、重点課題をどのように設定するのか

### (1) 日本経済の再生、持続可能な地域経済・社会への転換を求めるとりくみ

アベノミクスのもとで日本経済の行き詰まりがいっそう鮮明になっていることを踏まえて、国民生活向上の課題を第一に据え、職場と国民の世論づくりを行う。

2019年国民春闘本番に向けて、春闘前段階に賃金底上げと「地域活性化大運動」のとりくみを強化し、

大幅賃上げ・中小企業支援の強化等、内需の拡大で持続可能な地域経済・社会を求める世論を大きく構築する。

そのため各地方単産・単組の参加を得て、2月を軸に「地域総行動」を実施し、早い段階から地域世論の形成を行う。未加盟労組、経済団体、地域の諸団体との対話・懇談運動を地域段階や産業毎に集中して行い「実質賃金減額分以上の賃金上げが必要」との世論をつくる。懇談等の結果は、単産や単組の参加者が職場に返すことで、組合員の要求への確信に繋げると共に、経営者に対する賃金上げ闘争で有利な環境をつくりあげる。また、最低賃金闘争とも結合して、6月を「地域活性化行動月間」として、諸団体との懇談をすすめる。

賃金の底上げと中小企業支援の強化を求めるたたかいを引き続き軸にしつつ、農林漁業や社会保障、教育、税制等の課題も包含して、アベノミクスのグローバル競争国家づくりに対抗し、国内経済の循環を高め、持続可能な地域循環型の経済・社会、地場産業の振興という産業政策や地域政策の確立をめざし対決軸をいっそう鮮明にした運動を発展させる。

以上のような基本方針のもとに運動を強めると同時に、安倍政権が国民に誤解と分断を持ち込む手法を強めるもとで、緊急的な対策を実現することを重視して、とりくみを工夫する。

消費税増税による仕事の外部化や生活悪化等、消費税引き上げによる悪影響を明らかにして、改めて学習活動を行うと共に、10月に予定されている10%への増税反対の一点での共同運動を実現する。

適切な時期に社会保障の拡充と保育・福祉・医療・介護労働者の労働条件改善を求め、地方・地域での宣伝・自治体要求行動に加えて、告発集会・決起集会の開催やちょうちんデモ等を検討する。

安倍政権が進める農業・漁業・水資源などの大企業・海外企業への売り渡しは、自然環境や地域社会を破壊する。TPPやEPA、水道法、漁業法等の国内産業や安全の破壊、中小経営者の排除に反対する運動をつくる。

給付制奨学金制度の拡大・学費の引き下げ等についても緊急的なとりくみを検討する。

政府は出入国管理及び難民認定法(入管法)改正の成立を受け、政令の検討を始めている。技能実習生の制度廃止を視野に入れながら、外国人労働者に対する権利保障に資する具体的な監督、罰則の強化、下請けいじめを止めさせ適正な価格による取引を徹底させ、労働条件や生活環境改善をまとめたたたかいを展開する。外国人労働者の労働条件の確立を求めるたたかいと人手不足解消原因を除去するため、当該産業の労働者の労働条件の向上、大企業と中小零細企業との適切な取引の確立など総合的な政策を掲げ、政令等に対する要求を確立し、共同を広げて運動する。

## (2) 社会的な賃金闘争を推進し、2019年国民春闘で実質賃金の改善を必ず実現する

2019年国民春闘では、生計費原則に基づき第2次安倍政権以降の実質賃金の減少分を取り戻し、大幅賃上げですべての労働者の暮らしを改善し、労働分配率を高める。「8時間働けば人間らしく暮らせる社会」を実現するため、出足早く力を集中してたたかう。そのため、国民春闘アンケートは、毎年、集約数が増加している流れを拡大し、全組合員規模の集約を行う。また生計費原則に基づく「あるべき賃金」を示し、全組合員討議を徹底し要求を確立する。地域総行動では、要求を持ち寄っての学習とアピール行動を展開するなど社会的なたたかいを強め、前段の闘争で世論喚起を徹底する。その際、地域の反応等を職場に報告し、職場と地域とのフィードバックを繰り返しながら職場と地域世論を有機的に結合させたたたかいをつくる。なお、国民春闘アンケートは、インターネットも活用する。

1月16日の経団連前行動を春闘開始宣言行動と位置づけ、大企業に対する賃上げと下請け単価の引上げなど社会的責任を追及する。2月24日はトヨタ総行動を名古屋市で展開する。さらに内部留保を増やし続ける大企業と政府の責任を明らかにし、ピクトリーマップなどによる宣伝を強める。

「賃上げで生活はどう変わるか」「賃上げ紙芝居・ストーリー」など職場の要求討議を重視し、期日まで



にすべての労働組合で要求を提出し、スト権を確立しストライキを行使できる態勢をつくる。経営者や地域の反応などのニュースを発行し、要求への確信を高めると共に、ワッペンや腕章の着用など、やるべきことを全組合員の参加でやりきり、統一闘争への結集を強める原則的なたたかいを徹底する。そのため、「一組合員一行動」運動を提起する。要求を握って離さず、第一次回答の引き出しに集中してたたかい、要求を下回る回答の場合は上積みを図るたたかいを継続する。

賃上げ要求(案) = 月額25,000円以上、時間額150円以上

最低賃金要求(案) = 時間額1,000円以上、日額8,000円以上、  
月額176,000円以上

底上げ要求(案) = すべての働く人々の底上げを実現し、時給1,000円未満の人をなくす

「全国最賃アクションプラン」をはじめ、「社会的な賃金闘争」をさらに発展させ、生活実感に基づく大幅賃上げ・底上げの合意づくりを進める。

2019年の最低賃金改訂で「今すぐ最低賃金1,000円以上」の実現を迫り、現行制度における地域間格差を是正した最低賃金改定を実現する。また、すべての自治体での公契約条例の制定に向けて、公契約実態調査などを踏まえた公契約運動を展開すると共に、引き続き重点自治体を選定し、これまでの運動の成果を確信に、共同を広げ、条例制定自治体の飛躍的拡大をつくりだす。

特に最低賃金闘争を企業経営者に対するたたかいと一体的にとりくむ。最低賃金の引き上げは、産業連関表によって明らかになったように、地域経済の循環を促進し、賃金引き上げ要因となる。また正規雇用者のうち3割を占める賃金の低い正規雇用労働者、若者からリーマンショックによって解雇され再就職した40歳代までの賃金引き上げに繋がる。最低標準生計費調査の結果を反映した企業内の賃金体系を実現する。最低賃金の意義と引き上げは、将来的にはAIやIoTが拡大する社会における労働者の働き方や賃金保障制度の基礎づくりにもなる。

19 国民春闘アンケートの結果を見ても最低賃金要求項目の位置づけが高まっている。職場の声を背景に賃下げに連動させずに長時間労働を解消するため、大幅賃上げや基本給の引き上げ、固定給率の上昇、特定最低賃金制度などの職場要求を確立し、国民春闘期のたたかいで解決を促進する。また、障がい者や外国人労働者の賃金実態・労働実態を告発し、賃金引き上げを求める。このため、政府や経営者・経営団体に対して立法措置や賃金制度改定等を求めてたたかう。この際も、全国一律最低賃金の役割を明らかにして最低賃金の引き上げ運動を強める。

「全国最賃アクションプラン」のとりくみと結合したたたかいを展開する。

最低賃金の引き上げが初任給の引き上げやこれと連動する全体の賃金引き上げにつながることで、また地域経済の循環を高めること等を宣伝しながら、国民春闘期における最低賃金引き上げを企業内での賃金引き上げ闘争と最低賃金引き上げ闘争を一体的にたたかう。すべての職場で「1,000円未満をなくせ。めざせ1,500円」をスローガンに、産業別の最低賃金の協定・底上げ、企業内最低賃金の協定・底上げのとりくみを進め、職場内の正規雇用労働者、非正規雇用労働者の賃金引き上げを実現する。最低賃金引き上げに伴う初任給の改善の効果を賃金表の改定も含む職場の全労働者の賃金引き上げに反映させるたたかいをつくる。また、格差是正・均等待遇、無期転換および無期転換した労働者の労働条件の改善を実現させる。

さらに全国一律最低賃金制度確立の法改正を求める運動は、国民世論と国会の過半数を獲得する運動である。全国一律最低賃金が、地域経済・社会の活性化や人手不足の解消、若者の定住化に繋がることを明らかにした世論形成が必要である。全国一律最低賃金の必要性について、共感を広げている各地の動きを全国の確信とし、中小零細企業経営者との懇談や「全国一律最低賃金制を求める国会請願署名」活動を行う。特に中小零細企業経営者等との懇談を通じて、実効性のある減免制度や支援策

等の政策をつくりあげる。「全国一律最低賃金制を求める国会請願署名」の目標は100万筆とする。議会に向けて、最低賃金の引き上げ、中小企業支援、全国一律最低賃金制の実現などを盛り込んだ意見書の採択にとりくむ。

全国一律最低賃金が必要との世論を背景に、統一地方選挙や参議院議員選挙の争点として押し上げる。また、地元選出の国会議員への要請行動を通じて、国会内での議論づくりの土台を形成する。さらに、個々の職場において経営者との「全国一律最低賃金制度の確立を求める」労使共同宣言を追求する。

現行制度での改善と全国一律最低賃金制度の確立に向けて、各単産・地方で「最賃体験」や標準最低生計費調査を行う。全国一律最低賃金制の意義と必要性についての「10万人学習」運動を推進し、学習の力で職場から地域へ訴え、「地域を守り発展させよう」との声をあげ、中小企業支援の予算の増額要求運動も含めて共同したたたかいを進める。この活動には非正規雇用労働者や低賃金正規雇用労働者、青年、外国人労働者などの参加を追求する。2019年2月～4月にかけて公示される予定の中央・地方での最低賃金審議会委員の改選に向けて候補者を擁立し、獲得をめざす。

あわせて、国民生活を世界経済の競争に隷属させようとする「ソサエティ5.0」も視野に、最低賃金闘争を生活保護制度等社会保障運動としても位置付け、連携して職場の中から地域へとたたかいを広げる。

春闘期に最賃運動交流集会を開催する。

経済情勢や先行組合の回答状況を踏まえて、3月中旬の回答集中日(3月13日)翌日(3月14日)の統一行動を最大の山場に設定し、以下の「四大課題」を掲げて、民間組合はストライキで、公務組合も早朝職場集会等時間内外のたたかいで、最大限決起することを基本に、組合員が大規模に参加する終日行動を展開する。夕刻には全国いっせいで宣伝行動を全国津々浦々で実施したうえで、決起集会やデモ等多様な終日行動を具体化し、延べ50万人以上の組合員の参加で情勢を大きく動かす。

- 一 すべての働く人の実質賃金減少分以上の大幅賃上げ・最低賃金1,000円以上の実現
- 二 裁量労働制の拡大や解雇の金銭解決反対・「高度プロフェッショナル制度」の実施阻止  
格差是正・均等待遇、無期転換の実現 人員増による賃下げなしの労働時間の短縮の実現
- 三 9条改憲阻止 安保法制(戦争法)の廃止 戦争する国づくり反対
- 四 消費税増税反対・社会保障の充実

「要求と運動の見える化」による職場と地域世論の形成に向けて、力を集中して企業内の実質賃金の引き上げの必要性や最低賃金引き上げを世論に訴えるため、各月の位置づけを明確にして、統一行動・地域行動等を配置する。

その際、要求確立前の段階から、春闘アンケートや最賃体験・最低標準生計費調査等への参加も含めた「一組合員一行動」を確実に追求し実践する。

#### 1月 闘争宣言・要求の確立期

各組織の機関会議での国民春闘のたたかいと要求に関する意思統一  
職場討議等を行い、要求を確立すると共にたたかい方についての意思統一  
経営団体等への要請・宣伝行動

1月16日の経団連包囲行動を「2019年国民春闘闘争宣言行動」として位置づけ

#### 2月 要求の提出期

要求実現に向けた世論の形成・「要求と運動」の可視化  
(宣伝・スタンディング・「市民労働講座」や「なんでも相談会」「〇〇まつり」等の開催)  
地方・地域における地方単産、単組の参加を得た中立・未加盟労組や経営団体や商店街等との懇談活動と懇談や宣伝の結果の職場へのフィードバック

- 官民共同のディーセントワーク宣伝  
自治体・議会に対する要請行動  
新規採用者組織化準備月間
- 3月 要求実現期：交渉集中ゾーン  
回答を迫るための交渉や各単産および公務単産や単組を含めた要請・交渉  
3月7日の交渉の到達点の共有化や最低賃金の引き上げの世論形成のため中央行動  
第1次最賃デー  
3月13日の回答集中日と翌14日の統一行動日を位置付け  
新規採用者組織月間・新人歓迎行事等実施期
- 4月 回答引上げ期  
交渉集中ゾーンの配置や共同要請行動（地方・地域・公務の参加も追求）  
組織加入促進期
- 5月 回答引上げ・国民要求実現運動期  
改憲阻止の5・3集会を中央と各地で開催する等、国民要求実現のための集会や宣伝活動  
終盤国会に向けた国会行動
- 6月 最低賃金引き上げ・公務労働者の賃金引上げ・地或格差解消運動期  
最低賃金引き上げ・公契約実現を軸にした全国いっせい行動（ゾーン）  
第2次最低賃金デー・座り込み  
公務労働者の労働条件向上のための世論形成  
6月21日（予定）最低賃金・公務賃金改善を中心課題にした中央行動・野音集会
- 7月 第3次最賃デー

なお、女性部は12月に春闘討論集会を開催した。青年部は2月23日から24日にかけて春闘決起集会を開催する。

### （3）安倍「働き方改革」に反対し、労働時間の上限規制等働くルールを確立する

安倍政権による「働き方改革」については、その欺瞞性を暴くとともに、国会や労政審の審議の過程での我々の旺盛なたたかいで勝ち取った成果を活かす。学習と宣伝を強め、攻勢的なたたかいで、要求の前進を図る。

公務労働者の労働基本権の回復に向けて政策の確立と学習・法制化に向けた国民世論の醸成と共同の拡大のための運動を確立するための具体的な検討を開始する。

「労働者の権利前進のための働き方改革」を実践する

悪法を職場に入れず、勝ち取った成果を活かすための学習と各業種・職種別の課題（産別政策）を明らかにすることと、ハラスメントをなくし、賃下げなしの長時間労働解消、均等待遇実現に向けたたたかいを交流し、実効性のある36協定締結に向けた討論と意思統一の場として「1.23労働法制闘争交流集会」を国民春闘前段の1月23日に開催する。

職場における「労働者のための働き方改革」の実践を組織拡大も意識して進める。雇用共同アクションの共同を基礎に、中央・地方で労働組合の共同を発展させ、要求実現を図るために力を尽くす。長時間労働なくす新36協定キャンペーン運動を行う。

各職場は、あらためて「8時間労働」や「定時に帰る」ことの基本を確認する。36条協定が時間外・休日労働から組合員を守るための有効なツールとして機能しているかどうかを確認し、長時間残業をなくす交渉を強め、24時間につき11時間以上の勤務間インターバル導入や夜勤回数規制等、職場の要求をふまえた有効な制度を導入させた協定を積極的に締結する。その際、職場の団結と協定の実効

性を担保するため、期間を一年より短く設定することを追求する。時間外労働は月 45 時間等の範囲内におさめ、これを超える「特例」条項の導入は許さない。2019 年 4 月（中小企業は 2020 年 4 月）以降、改正労働基準法の施行と共に 36 協定の書式も改定される。この間、たたかって勝ち取った指針等を活かす。

また、新たに管理監督者やみなし労働時間制適用者も含む「労働時間の状況の把握」が義務化されることから、一般の労働者と同様の労働時間管理と保存を使用者に行わせる。慢性的な長時間労働には人的な配置が必要である。人手不足解消のための賃金引上げや採用増、賃下げなしの労働時間の短縮と時間管理の在り方、業務の改善を求める。

学習活動と実際の 36 協定締結行為を重視する。法令の改正・改悪内容の正確な把握や書式の変更への対応・活用には学習が欠かせない。またこれまでの延長線上での協定締結ではなく、重要項目の労使確認も重視する。この間の各職場の奮闘によって協定期間の短縮等、教訓もうまれており、全組織での共有化を図る。

協定締結のための組織化を進める。要求の多数者を組織の多数者にすることである。職場で非正規雇用労働者を含めた過半数組合は協定を締結できる。過半数を維持するためには常に組織拡大が必要である。過半数組合が他の組合の場合は、少数組合であっても交渉内容や経過を明らかにし要求の多数であることを示し、他の過半数組合であっても職場要求を無視できない状況をつくる。どの組織も過半数組合となっていない場合は、職場代表選挙に立候補し、職場の過半数を占めるたたかいを展開し、協定への反映を図る。要求の多数者から非正規雇用労働者を含めた組織の多数者への絶好の機会である。

36 協定の締結と届け出なしに時間外労働に従事させることは違法である。しかし、届け出の実態は 3 割に達していないところもある。組織拡大も視野にディーセントワークデーでの宣伝行動を強めると共に「36 協定講座」「市民労働講座」「市民労働時間講座」等を開催し、36 協定締結の必要性と内容について広く労働者の中での理解を深め、「8 時間労働が基本」の世論を形成する。地域における労働組合のない職場等での 36 協定締結を組織化と併せて追求する。そのための労働組合訪問や職場訪問等を行う。

3 月 6 日を「36 協定の日」と位置づけ、商店街ローラー作戦などの宣伝行動や全国一斉ホットラインを行う。

#### 法制度闘争

働き方に関する全労働者共通の課題を、全労連のもとでまとめ、統一要求・政策として推進する。全労連労働法制闘争本部のもと、労働法制中央連絡会とも連携して進める。この間の地方での共同の拡がりをさらに推進する。主な労働法制課題は以下のとおりである。

#### 企画業務型裁量労働制の対象業務拡大

政府に対して裁量労働制の実態を正確に把握し、問題点を労働者の立場で改善するため、裁量労働制の規制強化を求める。政策誘導ではない調査設計・実施を行わせるための要請行動等を行う。

#### 解雇自由法制（解雇金銭解決制度）

解雇無効時の金銭救済制度について労働者の警戒感が強まる中で政府は、労働者の抵抗感を減らすための修正（労働者のみが申立て可能であることや解決金の予測可能性等）や立法趣旨を工夫している。職場から組合活動家を一掃させる危険な手段となる可能性も明らかにし、運動を強化する。

#### ハラスメントの根絶

政府は世論に押されハラスメントの防止に向け、雇用管理上の措置義務の法制化へと方針を変更した。しかし、前向きな動きではあっても「防止」では、なお実効性に乏しい。ハラスメントの禁止に向けて労働組合や野党との共同で具体的な立法措置を求めILO 条約を批准できる水準のハラスメント

禁止の法制化を求める運動を進める。職場での「宣言」「協定」づくりを進めることが求められる。法制化に向け、アンケート結果なども活用し実態の告発と支援を行い、共同を拡げた運動を展開する。

無権利状態の「雇用されない働き方」

政府は、請負・業務委託契約による「雇用されない働き方」の普及方針を労働施策総合推進法に盛り込んだ。

労働実態を明らかにし、実質的な雇用関係のもとでの労働者保護制度の対象とするため、アスベスト訴訟における「ひとり親方」の判決やILOの指標も踏まえ、「広い労働者概念」に基づく権利保障を行うよう求める。働く実態を告発し、あるべき姿を提起しながら「いのちと健康を守る全国センター」とも連携し、規制強化のたたかいを進める。

職場でのとりくみ

過労死ラインの残業上限や労働時間法制の提起用除外（高プロ）、裁量労働制の拡大、雇用されない働き方等、安倍「働き方改革」に運動した働き方の改悪を、職場にもちこませない。働く者の命と健康、雇用と生活を守り、格差と貧困をなくす職場のとりくみを強める。そのためにも改正労働基準法、労働安全衛生法、有期・パート法、労働者派遣法等のポイントをつかむ学習を行いつつ、以下のとりくみを行う。

定額働かせ放題・過労死促進となる「高度プロフェッショナル制度」（2019年4月施行）の導入を阻止する。また、行政の指導や監督の強化への対策として、未払い労働の根拠である専門業務型や企画業務型の裁量労働制を導入しようとする動きがあるが、裁量労働制の導入や拡大にも反対する。

「高度プロフェッショナル制度」の導入を許さないためにも、非正規雇用労働者も含む職場の過半数の労働者組合への組織化や、過半数代表を獲得する事業場内キャンペーンを張り、要求の多数派をにぎる。民主的な労使委員会の確立に向けて職場世論を構築し、参加を図る。また、回答集中日翌日（3月14日）の統一行動で、すべての組合が職場決議をあげ、安倍政権に「高度プロフェッショナル制度」の撤回を厳しく迫ると共に、裁量労働制の拡大を許さないたたかいを展開する。

12月6日、中教審は「学校における働き方改革に関する総合的な方策」について答申素案を示した。「答申素案」は、教職員の長時間過密労働や教員不足、非正規雇用教員に依存した現状を放置し、時間外手当を支給しないとした給特法の改正を先送りしている。その上「工程表」を示して2021年度から一年単位の変形労働時間制が導入できるように制度改正をおこなうことを提案している。一年単位の変形労働時間制の導入は、時間外勤務の実態を覆い隠し、繁忙期などない教育現場において、いっそうの長時間勤務を助長するものである。学校教育の在り方、子どもの未来にかかわる課題であり、「安倍教育改悪」の一環と位置づけ、実態と課題を明らかにし、全国の教職員、保護者、教育関係者から望まれている教職員の定数増や少人数学級など積極的な政策提起と共同を拡げ、学校の話地域で語り、院内集会などの運動を展開する。

2019年4月から使用者には、年10日以上年休付与労働者に対し、基準日から1年の間に5日間の年休を取得させなければならない義務が課せられる。年休の一部が労働者の取得の権利から、使用者の付与義務に変わる。使用者が付与義務違反を問われるのは、個々の労働者が年に5日の年休も取得できなくなった場合である。しかし、個々の労働者の年休取得状態を管理し、違反になりそうな時点で取得日を指定するのは困難として、年休取得期間の当初から計画取得を強制することも考えられる。労働者の年次有給休暇の取得権を保障させ、「夏季休暇」「年末年始休暇」制度の改悪や不当な時季指定や不利益変更を許さないたたかいが重要である。悪用や濫用を許さないとりくみ、例えば年休取得期間の前半半年は時季指定させない等の労使協定の締結が重要である。なお取得時季の指定に関しては、使用者に年次有給休暇の時季指定に当たり、その時季について労働者の意見を聴かなければならず、その意見を尊重するよう努めなければならないものとするを求めている。労使協定によ

って労働者本人の希望を聞き、それにそった時季指定がなされるようにする。

長時間残業やハラスメント、外国人差別が発生していないか、労働法判例の諸権利が行使できているか等の職場点検をおこなう。職場の権利行使の向上をめざし、職場協議を通じ要求を練り上げ、使用者に対して安全配慮義務を問いつつ、業務量の見直し、賃金引上げによる採用によって人手不足の解消等、職場の実情に即した解決策を労使交渉にかけ、その実現をはかる。併せて「酷書」づくりなどを通じて実態を社会的に告発する。政府や業界団体に対して業務の特殊性に着目した「縦向き時間」全体への賃金支払いなど必要な法整備や制度確立を求める。

格差是正の課題では、職場における有期契約や派遣労働者の実態と要求を把握し、有期労働契約の雇止め防止と無期転換、待遇の改善、派遣労働者の直雇用への転換を求める労使交渉を行う。要求の実現をはかりつつ、非正規労働者の組織化を進める。

その際、労働契約法第18条の「無期転換ルール」、労働者派遣法の派遣期間3年制限と労働組合との協議、労働契約法第20条裁判の判例法理（各種手当における格差の禁止）、新「有期・パート法」とガイドラインも手掛かりとして、当該労働者の要求の前進・実現をはかる。

先進的などりくみを行った職場の事例を集約し、全労連に結集する各組織の中で共有・実践する。なお、均等待遇・格差是正を口実にした正社員の労働条件引き下げ攻撃も見られる。一方的な正社員の労働条件改悪は、改正法の趣旨にもとるものであり、「労働条件の不利益変更」にも反することから、ガイドラインも活用して断念させる。

公務非正規雇用労働者についても官製ワーキングプアを許さず、民間職場における無期雇用転換や正規化の動向を反映し、安定した雇用と労働条件の向上を図るよう、関係機関に迫る。自治体における会計年度職員の労働条件向上の学習会を開催し、組織化を図りながら当局との具体的な合意を図る。

#### 高齢者雇用における権利保障のとりくみ

高齢者雇用において、労働法制の保護の外の働きせ方が無原則的に拡大することに反対する。高齢者にふさわしい地域実態に合った仕事の創設など働き続けられる政策を提起し、企業と行政に実現を求める。このための省庁交渉を配置する。20条裁判における手当等を幅広く認めた東京高裁判決や運動の経験などを活かし、賃金や労働条件の向上を確保した定年延長制度を求める。労働者による選択権を保障し、一日あたりの労働時間を半減する等のセミリタイアや年間の労働日数を半減する等のミニリタイアといった制度の必要性を議論し、職場要求をつくりあげ、実現を図る。

働く権利と条件を確保させるたたかいと年金や医療・介護など社会保障の拡充を求めるたたかいを一体的に進める。

特に公務労働者への65歳定年制の導入条件が民間労働者に影響を及ぼすことから、民間労働者と共に「高年齢者雇用安定法」を改正させ、賃下げなしの雇用継続など水準確保の運動を進める。

#### 宣伝・キャンペーン

「8時間働いたら帰る、暮らせるワークルールの確立を」のキャンペーンに引き続きとりくむ。SNSを活用し、課題や要求・政策を広く周知し、意見を集約する活動を展開する。同時に「SNS活用の引き」を遅くとも年内に作成、提供する。うまく活用している組織の事例を知らせ、普及促進をはかる。長時間労働なくす新36協定キャンペーン運動を展開する。

長時間労働の根絶や格差是正の課題についても、全国一律最低賃金制度実現の課題と併せて、「デーセントワーク統一宣伝行動」で取り上げる重点課題とする。各月15日を軸に、各地の国民春闘共闘労働法制連絡会等と連携して各地方・地域で宣伝行動にとりくむ。内容は、政府の法制度改悪の周知それと対抗する労働組合の制度政策改革要求の紹介に加え、未組織労働者への組合結成・加入の呼びかけも行う。

ブラック企業なくせのキャンペーン運動にとりくみ、青年や学生と連帯した行動を強化する。また、

メンタルやパワハラ対策等労安活動を強化するとともに、育休や介護休暇の代替要員（可能な限り正規職員で）の確保等、働き続けられる職場づくりの課題で具体的成果を獲得するまで粘り強くたたかう。

賃金改善後の5月から6月に選加時間調査等時間外労働（不払い残業）等の実態調査を実施し、不払い残業一掃・労働時間の上限規制や特別条項を持ち込ませない等、36協定の改善と少数組合での過半数代表獲得のとりくみを強める。

労働法制の署名について

労働法制課題での請願署名

通常国会に向けて請願署名を行う。

請願趣旨は、過労死・過労自殺をなくすために必要な措置として、「8時間働かせ、暮らせること」「ハラスメントのないこと」「雇用不安に苛まれないこと」である。

請願項目は、高度プロフェッショナル制度の廃止、裁量労働制の拡大方針撤回、解雇金銭解決制度撤回、ハラスメント禁止の立法措置、インターバル規制導入等で検討する。

ネット署名への協力

高度プロフェッショナル制度の審議にあわせて、緊急実施が検討されているネット署名に協力する。「やっぱり高プロはいらない。8時間働いたら、帰れる、暮らせる社会を」というイメージで、Change.org上でのネット署名を開始する。

AIやビッグデータの活用等財界や政府が「世界の勝利者となる」という経済競争の視点から提唱する「第4次産業革命」「ソサエティ5.0」を労働者の労働条件向上に資するものとするための要求と政策の議論を早急に開始し、運動の構築を図る。

ギグエコノミーなど新たな動きについては、実態や課題・将来的な姿などを分析し、政策化を図る。労働者性と国民生活を破壊するライドシェア等の導入に反対する。

JALやIBM、社保庁等のすべての争議の解決をめざす。

#### (4) 改憲と戦争する国づくりに反対する国民的な共同の強化

安倍首相の「9条改憲」発議を絶対に許さないため、憲法闘争正念場のたたかいを全力で進める。組合員の3倍を超える「300万人署名」の到達点は、職場・地域でたたかった成果である。成果を確認すると共に通常国会を次の山場に設定し、構築を確立する。「平和は、労働者の生活面からも仕事の面からも『人間らしい働き方』の基礎」であり、労働者の要求であり、労働組合の課題である。「平和をあきらめない」意思統一を図るため、仕事と憲法の間を職場で語る憲法学習をいっそう強め、署名ゼロの職場をなくすなど運動の底上げを図る。安倍内閣の改憲策動と「戦争する国」づくりをめぐる攻防が激化するも、引き続き中央・地方での市民との共同を強める。

「憲法カフェ」「職場集会」等を開催し、「戦争の加害者にも被害者にもならない」など職場での意思統一を高める。すべての職場の仲間を視野に、安倍政権の改憲策動を許さない世論と共同をいっそう強める。

300万人署名の目標である全労連500万筆を達成する。そのため、現在の署名の到達点とその特徴点を確認し、学習活動の強化で全組合員参加、地域参加で運動の底上げを図る。

10人に1人を目安に「憲法を語る人」をつくることを徹底する。

9の日宣伝、19日のいっせい行動を全国で継続、発展させる。地域でのスタンディング、網の目デモ、署名行動にとりくむ。

国会議員への懇談・要請行動、地方議員への要請行動などを強める。

野党共闘の前進のため、積極的な役割を果たす。

オール沖縄のたたかいへの全国的な支援をさらに強化し、辺野古新基地建設の断念と普天間基地の

早期撤去を迫る。「辺野古移設の賛否を問う県民投票」で移設反対の県民意思を明確に示すとりくみに  
宣伝行動など全国からの結集で奮闘する。2月20日を「沖縄連帯・辺野古基地建設工事の中止を求め  
る全労連宣伝行動日」とし、全国各地で取り組む。

国内各地へのオスプレイ配備やイージスアショアの配備撤回を求め、戦争法と日米ガイドラインの  
具体化として進められている米軍基地強化と自衛隊の基地・訓練強化ストップを求めるとりくみを一  
つ一つ強化し、国民世論での反撃を強める。

防衛費の変質・増額に反対し、軍事基地の撤去を求める運動等、戦争する国づくりを許さないとり  
くみを強める

日米安保条約に基づく地位協定の抜本的見直しを図るたたかいを全国知事会での結論も背景に共  
同を広げて展開する。

回答集中日翌日の統一行動ですべての組合が「安倍9条改憲反対・立憲主義をまもれ」等の職場決  
議をあげ、職場集会やストライキ等で決起する。

労使交渉などで個々の職場において経営者との「安倍9条改憲NO」「平和な社会で働く権利」「戦  
争に協力しない」の労使共同宣言や労使確認に取り組む。

安倍政権が改憲発議を強行しようとする時には、ストライキを含む総決起が可能な体制を構築でき  
るようになるための議論を行い、全国的な統一行動を追求する。

情勢に応じて、憲法闘争本部を開催し、総合的な運動展開を確立する。

5月から6月を「憲法闘争強化月間」として、5・3憲法集会を各地で過去最高規模で成功させると  
共に9の日行動や19日行動を継続し、署名行動の到達点を踏まえて更に手法や場所・グッズ等を工  
夫し、参加組合員の拡大を図りながら、安倍改憲の動きを国民世論で包囲する。

核兵器の非人道性を国内外に広く訴えるとりくみを強め、国連の核兵器禁止条約に日本政府が早  
期に調印・批准するようとりくむ。ヒバクシャ国際署名を推進し、早期に100万署名目標の達成をめ  
ざす。原水爆禁止世界大会、国民平和大行進のとりくみと結合してとりくむ。6・9行動などの定期的  
な宣伝行動に地域からとりくむ。国民平和大行進や3・1ピキニデーの成功のために尽力する。

憲法改悪と一体で「グローバル企業のための人材づくり」「戦争する国のひとづくり」につながる安  
倍「教育再生」に反対し、民主教育を守るとりくみをすすめる。

金権政治・忖度政治に反対して、森友問題・加計学園問題の徹底糾明を迫るとともに、企業・団体  
献金の全面禁止、政党助成金の廃止を求めるとりくみを強化する。民意の正確な反映を求めて、比例  
代表制を中心にした選挙制度への改善を迫る。公務員の労働基本権と政治的自由の回復のたたかいを  
強める。

要求に基づく「野党は共闘」の世論喚起をいっそう強め、政党間の協議促進を求め、参議院議員選  
挙においてすべての1人区で野党共闘を実現すると共に、複数区での共闘を推進するため、力と工夫  
を尽くす。また、各地の首長選挙を含む統一地方選挙で憲法を守る勢力を前進させる。

#### (5) 消費税増税反対・社会保障充実のとりくみ

消費税廃止に向けて、引き続き消費税廃止各界連に結集してたたかう。

12月14日に結成された「10月消費税10%ストップネットワーク」(略称10%ストップネット)を  
中央・地方で広げ、「消費税10%中止を求める請願」署名にとりくむ。1月24日・1月26日、2月14  
日の宣伝行動を成功させる。このため、消費税の弊害を明らかにし、政府の宣伝の誤りをただすた  
めの学習活動を行う。その際、全労連が作成した「5分間学習資料」(全4枚)を活用する。

2019年国民春闘期は、統一地方選挙や参議院選挙の政策議論と重なることから10月の消費税税率  
引き上げ反対の一点で共同を広げる。



国民春闘期に個々の職場において経営者との「消費税増税反対」の労使共同宣言を追求する。  
憲法 25 条を生かし、社会保障の改悪をストップさせ、拡充を求める運動

25 条署名を引き続き 5 月末までとりくむ。第一次分の提出を 2 月 20 日に行う。

中央社保協に結集して毎月の宣伝行動にとりくむ。

社会保障の拡充と保育・福祉・医療・介護労働者の労働条件改善要求で、各地で宣伝・自治体要請行動を展開する。また、統一地方選挙での公約化を求めて候補者に対して要請行動を行う。

介護保険制度の拡充・介護労働者の労働条件改善を求めるとりくみとして、介護労働実態調査の結果を取りまとめ、広くアピールし、各職場は介護労働者の賃上げをはじめとする労働条件改善にとりくむと同時に、対政府交渉や議員要請を行う。

介護保険制度改悪ストップのための署名に 5 月末までとりくみ、2 月 20 日と 5 月に提出行動にとりくむ。

地域医療を守るたたかいを地域と共にたたかう。

年金裁判勝利・最低保障年金制度創設に向けて年金署名を引き続き 5 月末まで取り組む。

署名提出行動を年金者組合で行う。その際、年金（裁判含む）と高齢者雇用対策問題でシンポジウムを開催することを検討する。このとりくみを受けて、秋以降、新たな年金署名にとりくむ。

20 年前と現在の「賃金明細書」の比較など、社会保障の負担増等を実感することや社会保障の支出の負担増等の学習会等を開催し、職場の怒りを結集し、討議を深め、要求を確立し、職場からのたたかいとする。

学費・教育費の高騰が続き、奨学金ローンやブラックバイトが大きな社会問題となっているもとで、大学等の学費値下げなど、高等教育を含む学費・教育費の無償化・負担軽減など、すべての子どもたちの学ぶ権利を守るためにとりくみを強化する。

給付型奨学金については規模も額も充分ではないため、ひきつづき制度の拡充を求める。また、奨学金ローン問題の抜本解決を求めて、若者や奨学金の会等との協力・共同を強化し、利子部分の返済免除、所得に応じた返済猶予・免除措置の拡充など改善を求め、民営化に反対する共同を展開する。

最賃闘争とも結んで、ブラックバイト一掃のとりくみを前進させる。

#### ( 6 ) 災害復興・原発ゼロと民主主義をまもるとりくみ

被災者の一刻も早い生活再建を優先する政策への転換を求める。そのため、復興庁の第一の役割を被災者の生活再建とさせるとともに、2021 年 3 月末の廃止に反対する。

現在の自然災害に対する事後の大規模復興を中心とした政策を改め、事前に被害を最小限にするための政策への転換を求め、国や自治体の責任で早期のインフラ改修等、減災政策の実施を国民世論と共に迫る。同時に地元業者の育成を行うよう求める。

全国災対連の提起する「生活支援の拡充を求める署名」を通常国会まですすめる。

継続審議となっている「原発廃止・エネルギー転換を実現するための改革基本法案」の成立を求める国民運動を展開する。統一地方選挙・参議院議員選挙の争点として押し上げるために議員や候補者へのアンケート活動等を行う。

原発輸出について輸出対象国の労働組合との議論を行い、自然エネルギーを中心とした原発によらない政策への転換を求める運動を展開する。「原発をなくす全国連絡会」の作成したリーフをもとに学習をすすめる、宣伝行動を展開する。

原発再稼働が狙われている立地県を中心に、再稼働反対の集会、電力会社や県への要請にとりくむ。また再稼働が強行された地域については、ただちに停止を求める要請や集会などにとりくむ。また各立地県のとりくみの交流を強める。これらのとりくみを強化するために、1 月 26 日（土）の原発なく

す全国連絡会「原発ゼロをめざす運動全国交流集会」を全地方・全単産の参加で成功させる。

国民に原発事故の負担を押し付ける「原子力損害賠償機構法」改悪の内容を知らせ、国と東電の責任を求めるとりくみをすすめる。

エネルギー基本計画を見直し、再生可能エネルギーの比率を大幅に増加させ、原発や石炭火力発電に頼らないエネルギー政策を求める。

3月9日の原発なくす全国連絡会が呼びかける「原発ゼロの未来へ、福島と共に3.9集会（仮称）」を成功させ、3.11にむけて、3月3日～12日を「全労連原発ゼロ旬間」として、全国でとりくみを具体化する。また、金曜行動などに引き続き全国でとりくむ。

特定秘密保護法や共謀罪法の廃止を求めると共に国民の権利を侵害する国や自治体のあらゆる行為を許さないとりくみを強化する。特に労働組合を対象とする攻撃には直ちに反撃する。

安倍政権による報道や表現の自由への圧力強化や、労働組合や市民運動への干渉、公共施設の使用制限等に反対すると共に、権力のチェック機関としてのマスコミの役割発揮を求める。

ヘイトスピーチの規制を強く迫ると共に、LGBTなどマイノリティへの支援強化を求めてとりくむ。

教育に対する不当な干渉を許さないとりくみを強めると共に、高校生の政治活動の届出制に反対し、教育の自由と自主性の尊重を求める。

天皇代替わりにあたって、憲法に基づく行為であることや国民主権・政教分離の原則を明確にし、言論統制や思想統制、行動規制、天皇の政治利用等が行われないよう政府に対する要請を強める。

公務労働者の増員を求める。採用者確保のために労働条件の向上や地域間格差解消を求めるたたかいを国民と共に進める。包括業務委託に反対し、地方自治と憲法の定める住居の自由を実質的に侵害する危険のある「自治体戦略2040」への政策的対応を図ると共に、広範な運動の展開について検討する。また、鉄道交通の確保等に地域と共に運動を展開する。

#### (7) 新4か年計画を推進し、組織の強化や拡大でも飛躍をつくりだす

2019年国民春闘の具体化は、要求闘争の中で組織を拡大すると共に、機関会議の開催・ニュースの発行等によって組織を強化する絶好の機会である。組織拡大は要求前進と労働組合の社会的地位の向上に欠かせないことを職場に明らかにし、職場総点検をすすめ、「目標と計画」を議論し、職場活動を活性化させ、「職場が近い」「年齢が近い」など「近い」を活かした「一組合員一行動」を提起し、「集まり語らい」等の活動を繰り返す全組合員参加型の活動スタイルを強め、要求実現の運動の中で組織拡大を図る。

春の組織拡大月間を3月～5月に設定し、「新雇増加作戦」として、4月の新規採用職員の100%組織化を中心に、未加入の非正規雇用労働者や派遣・請負労働者にも声をかけ、組織の純増をめざす。そのためにも、各単産・地方組織、単組、支部、分会等のそれぞれで3月を準備期、4月を新歓期、5月を対話継続・加入促進期とするとりくみをつくる。各組織は3月の準備期までに、青年を中心に「拡大推進委員会」（仮称）を組織する等、全員参加の組織拡大になるように準備を進める。各ブロック・地方組織での組織集会や新採歓迎活動交流会を開催すると共に、オルグ活動や学習会等において全労連共済の優位性に関する学習を行う。「市民労働講座」「市民労働時間講座」等を開催する。その際、「なんでも相談」「しゃべり場」等も合わせて行い、労働者の悩みや課題を明らかにし、要求に基づく組織拡大を進める。

国民春闘におけるとりくみの一つ一つを成功させ、職場を強化する。年内に国民春闘期間中の日常活動の強化について執行委員会や常任幹事会で議論し、計画する。その際、機関会議の定期開催やニュースの発行、職場懇談、要請行動の組織化と職場へのフィードバック、応援や集約等の体制の確立など戦略を具体化する。職場の団結とたたかいを強化し「一組合員一行動」を確実に実践する国民春闘とする。

「労働組合の要求と運動」の見える化をすすめ、懇談会や小規模学習会等の開催、機関紙の発行、共済をはじめとする労働組合福祉活動等を通じて組合の脱退者をうまない活動も重要となる。

「わくわく講座」加入者の組織化のためにすべての職場でのとりくみを追求すると共に、これまでの実績や運動状況等を分析し、対象を明確にし、重点職場や地方を決め、学習活動を推進する。

「組織建設委員」の選出をねばり強く追求し、共済制度も訴えながら、組合員参加型の組織拡大運動を推進する。とくに、正規雇用・非正規雇用を問わず、新規採用者の拡大の準備を強め、昨年の1.5倍の新規加入を目標に設定し、増勢の流れをつくりだす。新規採用者を迎える前段に、「組織強化・拡大交流集会」を2月13日～14日に組織化と共済加入を一体で進めていくため、「第10回共済拡大全国交流集会」を2月17日～18日に開催する。また、各地の女性運動の活性化と組織づくりのために5月から6月に「全労連女性部ブロック交流集会」に向けた意思統一と準備を各ブロックの協力を得ながら行い、すべてのブロックで成功させる。

新4か年計画に基づく「調整会議」を全都道府県で実施すると共に、地域組織での開催も追求し、要求実現の課題と結んで、総がかりで新組合結成・加盟の飛躍をつくりだす。全労連として「最重点計画」を推進し、典型事例や野心的なとりくみを推進すると共に、その教訓を共有化する。

その際、全労連は各単産と協議し、地方における単産の強弱にも配慮しながら全単産・全地方・地域の活性化を視野に組織化を進める。

地方組織等との協議を深め、最低賃金課題と結合して、商業・サービス分野やファストフード等でのとりくみで新たな前進を切り拓く。

4か年計画の中で単産と地方・地域が協力し、各単産の地方や地域の空白克服にとりくむ。

裁量労働制や高度プロフェッショナル制度等の労働法制改悪の職場への導入、また労働法制改悪を先行実施するような36協定の見直し等、制度改悪を職場に持ち込ませないとりくみをつくり、労働組合があるから職場が守られていることを伝えて拡大につなげる。36協定の労働者代表になることを最重要視し、非正規雇用労働者も含めた全労働者の過半数の組織化をめざす。

1月～3月にかけて、非正規雇用労働者や派遣労働者の雇止め阻止、無期転換・直接雇用を実現するとりくみをつくる。「非正規センター全国交流集会」を6月8日から9日に山口で開催する。

職場改善のたたかいと同時に組織拡大を行う。悩み相談に正面から向き合い、労働条件の改善のために数の力が必要なこと、非正規雇用労働者の均等待遇実現には当事者の発言が必要なこと、要求実現のために一緒にたたかうこと等を訴え、「労働組合に加入し力を合わせて欲しい」と拡大に結び付ける。

2月～3月に高校や大学、専門学校等の卒業式に合わせて、権利手帳を使った卒業おめでとう宣言にとりくむ。

3月6日に「全国いっせい労働相談ホットライン」にとりくむ。

安倍政権によって侵害されている組合員の権利や生活を支えるため、仲間同士の助け合いの力を発揮する「安価で優位な保障」である共済の拡大を図る。共済が組合員の「もしも」を守り、同時に可処分所得を増やす「第2の賃上げ」となることを確信し、各地で広がっている共済についての対話によって、組織と共済の拡大が一体で前進している教訓を活かし、新規採用者を迎える国民春闘時に旺盛な共済拡大のとりくみを進める。具体的には、地方オルグのもとで「火災共済第2次キャンペーン」をさらに前進させる。自動車共済の前進に向け「重点道県・既存地方代理所拡大推進会議」を開催し、拡大と合わせた機能強化を進める。

共済規制とのたたかいを進める。在日米国通商会議所などの外圧や保険資本による不当な共済規制とのたたかいを「TPP・共済研究会」と連携をとりながら進める。「共済研究会」に積極的に参加し情報収集と交流を進める。併せて、共済関係団体等と懇談会を開催する等、反対世論を喚起する運動にとりくむ。各国際協定が共済に及ぼす影響について、必要に応じて学習会を配置する。

## ( 8 ) 国政・地方政治の民主的な転換を求めるとりくみを強化する

愛知県知事選挙をはじめとする地方自治体の首長選挙や地方議会選挙を重視し、安倍 9 条改憲反対、全国一律最低賃金制度の確立、消費税増税反対、社会保障の拡充、原発ゼロ社会の実現、災害に強ま  
ちづくりなどの要求を掲げ、悪政からの防波堤としての地方自治体の役割の発揮、住民本位の安全・安  
心の公務公共サービスを求めてとりくむ。地域から政治の民主的転換を求めるとりくみを推進し、積極  
的な役割を果たす。

参議院選挙を要求実現、くらしと平和を守る政治を実現する選挙と位置づけてとりくむ。「投票に行っ  
て政治を変えて、生活変えよう！」キャンペーンを行う。各政党の政策や主張・実績の比較表を作成す  
るなど、政治的関心を高める学習資材を提供し、職場に政治の風を吹かせる。

2019 年国民春闘の期間を通じて「生活でも」「賃上げでも」「平和でも」安倍政治を終わらせるたた  
かいとする。

## 2019 年国民春闘における力の結集

### ( 1 ) 統一行動の設定と集中

#### 中央行動への結集

中央行動は各地方や各産別の意思統一と団結の姿をアピールするものである。そこで、力の集中と行  
動の統一を重視した行動計画とする。なお、「一組合員一行動」等を提起し、中央行動や地方・地域への  
職場からの行動参加を追求する。

具体的な中央行動は、要求実現に向けた有効な時期を設定し、組合員の力を結集し「要求と運動の見  
える」場とするため、3月と6月の2回を設定する。

3月7日 銀座デモ 諸要求の確認とアピール

6月21日(予定) 国会デモ 現行制度のもとでの最賃の審議開始や人事院勧告の作業に全労働  
者のたたかいを反映すると共に国民要求を掲げた集会とデモ行進  
を行う。

#### メーデーを成功させる

労働組合の団結の力を内外に示し、諸要求実現と組織拡大のため、メーデーを5月1日に開催し、成  
功させる。労働者の祭典であるメーデーを整然と成功させることは、労働組合の社会的存在を改めて示  
すこととなる。多くの組合員の参加と共同を広げた中でメーデー成功させるための準備と調整を中央・  
地方で早急に開始する。

#### 公民一体のたたかいを追求する

国民春闘における要求実現を図るため民間・公務一体のたたかいを更に発展させる。具体的には、各  
地および中央で民間・公務の単産での一体となった共同の宣伝活動を実施する。また公務労働組合によ  
る民間単産や労組の意思統集会、交渉 ストライキ等への行動参加を追求する。

#### 支援・連帯体制の確立

単組等の要求討議から妥結までのたたかいで各産別は、職場の労働組合への激励と援助を強め、職場  
組織の活性化、全組合員参加をめざす。

公務単産を含む地方労連・地域労連による協力・連携した、たたかいの強化を追求する。

#### 集約体制の確立

単産の集約体制を年内に確立する。そのため、昨年以前の状況について分析を行い、迅速な集約がで  
きるよう体制や援助等について検討を行う。

なお、国民春闘共闘の集約方法の改善を図るため、2020年国民春闘までに集約開式の検討を進める。

(2) 日程

- 1月 8日 新春宣伝
- 1 11日 旗開き
- 1 16日 2019年国民春闘闘争宣言行動/経団連包囲行動
- 2 23日 労働法制闘争交流集会
- 3 0日 東京春闘共闘との共催の決起集会(杉並公会堂)
- 3月 7日 中央行動(国民春闘要求確認決起集会)・銀座デモ
- 1 13日 回答集中日
- 1 14日 統一行動日
- 6月下旬 中央行動(最低賃金・公務賃金)・国会デモ

以 上